

平成29年4月14日

## 三春町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

三春町農業委員会

会長 大内 昭喜

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、三春町農業委員会にかかる表記指針を下記のとおり定める。

記

### 1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 385ha (平成29年度目標4ha)

#### 【目標設定の考え方】

平成28年度から平成36年度の9年間で全ての遊休農地の解消を目指す。1年間に43haの解消を目指すが全遊休農地面積の1%に当たる4haを確実に解消する目標とする。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ① 農業委員及び農地利用最適化推進委員の地区割による農地パトロール(利用状況調査)と遊休農地の農地利用意向調査の実施徹底
- ② 意向調査を踏まえ農地中間管理機構への貸付を推進する。
- ③ 現況に応じた「非農地判断」の実施

### 2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標852.6ha (平成29年度目標86ha)

#### 【目標設定の考え方】

三春町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(平成27年9月)の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標である70%を集積目標面積とする。目標年次は平成36年度とする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ① 「人・農地プラン」作成への積極的な働きかけを行う。また、プランを策定した集落を集落営農に関するモデル地域とし、農地中間管理事業を活用した農地集積を推進するとともに、担い手の規模拡大や法人化等プラン実現に向けた取組みの支援を行う。

- ② 農地利用最適化推進委員や関係機関と連携し、農地利用の話し合いを進める地区の選定を行うとともに、貸付候補農地を把握しリスト化を行う。また、出し手と担い手の発掘を行い両者の意向を踏まえたマッチングを行う。

### 3. 新規参入の促進について

- (1) 新規参入の促進目標 6 経営体 (平成29年度目標 2 経営体)

#### 【目標設定の考え方】

三春町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標を参考に年間2経営体を新規参入の目標とし、平成30年度までの3年間で上記目標の達成を目指す。

- (2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

##### ① 関係機関との連携

市町、農協等地域の関係機関・団体で構成する「たむらの新・農業人サポート協議会」並びに県・全国の農業委員会ネットワーク機構、県農地中間管理機構と連携し、町内の農地借入れ意向のある認定農業者や参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

##### ② 新規就農者支援強化

たむらの新・農業人サポート協議会支援チーム・田村地域就農支援プロジェクトと連携して、情報の収集、共有化を図り、参入希望者に寄り添った、きめ細やかな就農相談、支援を行うとともに、新規就農の受入とフォローアップ体制を整備する。

### 4. 目標の見直しについて

本指針に掲げる目標及び目標年次については、達成状況、その他社会情勢等を踏まえ毎年見直しを行うものとする。